

横浜市建築局建築工事監理委託業務成績評定審査基準

(評定の方法)

第1 評定者は、評定を行おうとする業務（以下「対象業務」という。）について、別添の建築工事監理委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）により評定を行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

(評価項目)

第2 評価項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）とし、評価項目の配点は表－1のとおりとする。

表－1 評価項目

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				監督員	検査員
基礎項目	業務の実施の能力	業務実施体制	実施体制、自主管理	1	—
		管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	1	—
			工程管理(全体)	1	—
			取組み姿勢、責任感の強さ	1	—
			説明力(プレゼンテーション力)、協調性	0.5	—
		担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	1	—
			工程管理	1	—
			取組み姿勢、責任感の強さ	1	—
	説明力(プレゼンテーション力)、協調性		0.5	—	
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価	記載の程度	1	—
			途中成果物の内容	1	—
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	2	—
			指示・協議事項への対応	2	—
		与条件の理解、業務への反映(設計提案)	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	2	—
			仕様書・基準類の理解	2	—
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	3	3
			成果物の内容	3	3
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	—	3
			小計	26	9
	合計				35

(評定点の種別)

第3 評定点の種別は、業務評定点及び管理技術者評定点とし、各評定点等の内容は以下による。

- (1) 業務評定点：基礎項目の評定結果から求められる評定点
- (2) 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求

められる評定点

(検査員及び監督員の評定)

第4 検査員及び監督員の評定は、次によるものとする。

- (1) 検査員は、評定表の検査員用（各分野）により評定を行う。
- (2) 総括監督員は、評定表の総括監督員用により評定を行う。
- (3) 主任監督員又は監督員（各分野）は、評定表の主任監督員又は監督員用（各分野）により評定を行う。

(評定点の算出)

第5 評定点の算出は、評定を行った検査員又は監督員の評定結果に基づき、次の方法により行うものとする。

- (1) 業務内容に応じて、次の考え方により、各評定者の配点比率を設定する。

(配点比率を設定する際の考え方)

まず、各分野の監督員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括監督員の配点比率を、総括監督員の配点以外の監督員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括監督員の配点比率は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。各分野の検査員の配点比率については、監督員のそれと同じとする。（表－2参照）

- (2) 各評定者の項目毎の配点は、表－1の評価項目毎の配点に上記(1)で設定した配点比率を乗じて算出する。
- (3) 各評定者の評定結果は、評定の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- (4) 業務評定点は、基礎項目に対する評定者全員の評定結果の合計値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- (5) 管理技術者の評定点は、管理技術者に係る評価項目に対する評定者全員の評定結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- (6) 評定点は、小数点以下を四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$(\text{評定点}) = \frac{(\text{対象項目に対する評定結果の合計値}) \times 35 \text{点}}{\text{対象項目に対する配点の合計(満点)}} + 65 \text{点(標準点)}$$

表－２ 発注方法による配点比率例

業務内容	総括監督員	総括監督員以外の監督員(検査員)			
		建築		電気設備	機械設備
		意匠	構造	電気設備	機械設備
建築工事監理〈建築・設備分野〉	0.30	0.70			
	—	0.400	0.200	0.200	0.200
" 〈構造分野除く〉	0.35	0.65			
	—	0.500	—	0.25	0.25
" 〈建築分野のみ〉	0.40	0.60			
	—	0.665	0.335	—	—

(業務執行に係る過失に伴う減点)

第6 業務執行上及び守秘性に伴う不適切な行為等があった場合は、当該業務の業務評定点に対して、減点することができる。

(業務履行中に生じた事由による減点)

第7 対象業務の履行中に受託者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置が取られた場合は、当該業務の業務評定点に対して、表－3により20点まで減点することができる。

表－3 指名停止等の措置がとられた場合等の減点基準

区分	口頭警告	文書警告	指名停止 2週間以上 1箇月未満	指名停止 1箇月以上 2箇月未満	指名停止 2箇月以上 3箇月未満	指名停止 3箇月以上
減点数	5点	8点	10点	13点	15点	20点

(業務完了後に生じた事由による減点)

第8 対象業務の成果品に、当該業務の受託者に起因する重大な誤謬・欠陥が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続に従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合は、当該業務の業務評定点に対して、表－4により20点まで遡って減点することができる。

表－4 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合等の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
減点数	10点	20点

(評定の修正)

第9 横浜市建築局建築工事監理委託業務成績評定要領の第10条に定める評定を修正する必要があると認められる場合とは、次の場合とする。

- (1) 第7の減点を行った場合
- (2) 工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、建築局長が評定の修正を行う必要があると判断した場合

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 2 1 年 3 月 2 5 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。